

ふるさと雇用再生特別基金事業
訪問による若者（ニート）自立支援事業

公募要領

平成22年4月27日

那覇市経済観光部商工農水課
企業立地雇用対策室

1. 募集概要

(1) 各事業の名称

那覇市経済観光部商工農水課が企画した次の事業について公募を行う。

訪問による若者（ニート）自立支援事業 ※ 以下「本事業」という。

(2) 事業目的

本事業は、現下の厳しい雇用情勢を踏まえ、地域求職者等の雇用機会の創出を図るために造成された沖縄県雇用再生特別事業補助金（以下「補助金」という。）を活用し、本市において雇用機会を創出する効果が高い事業を民間事業者等（民間企業、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人、その他の法人又は法人以外の団体等）に委託して実施することにより、地域における継続的な雇用機会の創出を図る。

平成22年度5月から平成23年度3月までは補助金を活用し、平成24年度以降は、受託者が運営経費を負担し、本事業で得た収益を主たる財源とする運営形態へシフトする。

(3) 業務仕様

那覇市経済観光部商工農水課が企画する業務仕様は別紙のとおりとする。

①訪問による若者（ニート）自立支援事業 事業委託仕様書

(4) 委託費上限額

①「訪問による若者（ニート）自立支援事業」	<u>22,204,000円</u>
・ 平成22年度（11ヶ月）	10,632,000円
・ 平成23年度（12ヶ月）	11,572,000円

※ 各年度の委託費のうち、2分の1以上は雇用者に充てる人件費とする。

(5) 募集から契約までの主なスケジュール

①公示	平成22年4月27日（火）
②説明会	平成22年4月30日（金）
③参加希望者受付締め切り	平成22年5月 7日（木）午後3時まで
④提案書等受付締め切り	平成22年5月 7日（木）午後3時まで
⑤プロポーザル及び選定	平成22年5月10日（月）
⑥選定結果報告	平成22年5月11日（火）
⑦契約	平成22年5月14日（金）

2. 応募資格

本事業に参加できる者は以下の条件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び2項の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更正法（平成14年法律第154号）に基づき、更正手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (4) 那覇市の指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 那覇市内において事業を営んでいる民間事業者等であること。（複数法人によるコンソーシアムでもよい。但し、代表法人への委託となる）
- (6) 那覇市を中心とした求職者に対し、相応の雇用と育成ができる者。
- (7) 経営状態が著しく不健全であると市長が認める者に該当しない者であること。
- (8) 租税を完納していること。（但し、これから事業を起こす者は除く）
- (9) 経営内容や業務実績等から本事業の履行に支障なく、業務を遂行するにふさわしい技術を備えていること。

3. 提案書作成及び提出

別紙、「ふるさと雇用再生特別交付金事業提案書作成要領」に基づき作成すること。

(1) 提出書類

書類項目	提出期限	提出部数
① 参加申請書兼誓約書（様式1）	平成22年5月7日（金） 午後3時必着	1部 押印箇所には代表者印を押印すること。
② 定款又は寄付行為 登記簿謄本 印鑑証明書 納税証明書 消費税納税（完納）証明書		
③ 提案提出書（様式2）		
④ 提案書（様式3）		

(2) 提出方法

那覇市経済観光部商工農水課へ持参し提出すること。(郵送不可)

◆ 提出窓口：那覇市経済観光部商工農水課 企業立地雇用対策室

担当：宮城 安伸

住所：那覇市銘苅 2-3-1 (新都心銘苅庁舎 2F)

4. 提案の仕方

(1) 提案申込みからプロポーザルまでの流れ

- ① 参加申請書兼誓約書(様式1)及び提案書等必要な資料を5月7日(金)午後3時まで
に事務局(商工農水課)へ提出。
- ② 事務局は応募資格等を確認し、提案者へプロポーザル開始時間を連絡する。
- ③ 提案内容について、所定の時刻にプロポーザルを行う。

(2) 公募する期間

日 時：平成22年4月27日(火)～平成22年5月7日(金) 午後3時まで

(3) 公募説明会

日 時：平成22年4月30日(金) 午前10:30～12:00

場 所：那覇市銘苅 2-3-1 (新都心銘苅庁舎 2F) IT 会議室

(4) 提出期限

平成22年5月7日(金) 午後3時必着

提案書(様式3)に従い、正本1部(法人印押印)、副本7部提出すること。

5. 審査及び評価に関する事項

(1) 審査方法

審査及び評価は、「ふるさと雇用再生特別交付金事業審査評価委員会(以下「委員会」という。)の委員が担う。

(2) プロポーザルの実施について

審査及び評価するにあたり提案者によるプロポーザルを実施する。プロポーザルの時間は15分以内、審査委員の質疑は15分程度とする(詳細は当日説明)。なお、プロポーザルの内容は提出された提案書に基づき補足して行うもので、当日の内容変更は認めない。

実施詳細

日 時：平成22年5月10日(月) 午前9時30分～

※なお、それぞれの提案者に対し、プロポーザル開始時間は別途連絡する。

場 所：那覇市銘苅2-3-1（新都心銘苅庁舎2F IT会議室）

順 番：事務局にて抽選により決定し、プロポーザル前日までに提案者へ連絡する。

(3) 評価の基準

別紙「評価項目」のとおり

(4) 評価の配点

①提案書の配点は25点、プロポーザルの配点は20点とし、45点満点とする。

②プロポーザルは、提案内容の確認のため実施する。

(5) 評価の前提

提案見積額が提案上限額を超えている場合や、提案履行内容に合理性がなく著しく業務仕様と離れている場合は、評価の対象外とする。

(6) 評価結果の通知

委員会の評価結果を受けて、優先交渉者及び次点交渉者を決定後、全提案事業者あてに通知することとする。

6. 受託事業者の決定及び契約

優先交渉者と提案内容、契約内容の詳細な協議のうえ、受託事業者として決定し、委託契約を締結するものとする。なお、協議が合意に至らなかった場合は次点交渉権者と協議に入るものとする。

(1) 契約期間（履行期間）

契約締結の日から平成23年3月31日までとし、平成23年4月1日から平成24年3月31日までは、単年度契約を予定している。

(2) 契約締結にあたっての主な留意事項

① 本事業は、沖縄県補助事業となることから、指示する支出計算書の他、補助要綱等で定める書類を求める。また、その根拠となる証拠信憑を保存・整理すること。

② 本事業の再委託について認めない。

7. 提案の無効に関する事項

次の項目に一つでも該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 提案に参加する資格がない者が提案したとき。
- (2) ひとつの事業者が複数申請したとき。
- (3) 書類等の虚偽の記載のある提案。
- (4) 所定の日時及び場所に提案書等を提出しないとき。
- (5) 誤字または脱字等により意思表示が不明確な提案
- (6) その他、本事業に関する条件に違反したとき。

8. その他

- (1) 提案に使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第1号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。
- (2) 企画提案書に関連する事項については後日ヒヤリングを行うことがある。
- (3) 本事業の応募に係る経費は、提案者の負担とする。
- (4) 提出されたすべての資料の所有権は、市にあるものとし、提出された資料の返却はしない。
- (5) 提出された企画提案書の著作権は応募者に属する。市が提案者に無断で他の目的に使用することはない。
- (6) 受託事業者選定に関する審査評価内容及び経過等については公表しない。
- (7) 本事業の公募に係る質問については、メールでのみ対応し、電話では取り扱わない。

9. 連絡先、照会先

〒900-0003 那覇市銘苅2-3-1 (新都心銘苅庁舎2F)

那覇市 経済観光部 商工農水課 企業立地雇用対策室

担当 宮城 安伸

電話 (098) 951-3209

E-mail 40355YASU@neo.city.naha.okinawa.jp

(様式1) 参加申請書兼誓約書

平成22年 月 日

那 覇 市 長 あて

住 所

商号または名称

代表者

印

参 加 申 請 書 兼 誓 約 書

平成22年4月27日付、那覇市ホームページにて掲示がある「ふるさと雇用再生特別基金事業企画提案者の募集（訪問による若者（ニート）自立支援事業）」について参加したいので、申請します。

また、以下の応募条件を全て満たしていることを誓約します。

1 事業名

訪問による若者（ニート）自立支援事業

2 応募条件

- (1) 地方自治法令（昭和22年制令第16号）第167条の4第1項及び2項の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更正法（平成14年法律第154号）に基づき、更正手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (4) 那覇市の指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 那覇市内において事業を営んでいる民間事業者等であること。（複数法人によるコンソーシアムでもよい。但し、代表法人への委託となる）
- (6) 那覇市を中心とした求職者に対し、相応の雇用と育成ができる者。
- (7) 経営状態が著しく不健全であると市長が認める者に該当しない者であること。
- (8) 租税を完納していること。（但し、これから事業を起こす場合は除く）
- (9) 経営内容や業務実績等から本事業の履行に支障なく、業務を遂行するにふさわしい技術を備えていること。

連絡担当者

所属職名

氏 名

電 話

E-mail

(様式2) 提案提出書

平成22年 月 日

那 覇 市 長 あて

住 所

商号または名称

代表者

印

提 案 提 出 書

平成22年4月27日付、公告のあった「ふるさと雇用再生特別基金事業企画提案者の募集(訪問による若者(ニート)自立支援事業)」について、次のとおり提案書等を提出します。

1 事業名

訪問による若者(ニート)自立支援事業

2 提出書類

① 提案書

部

② その他資料

部

連絡担当者

所属職名

氏 名

電 話

E-mail

(様式3-1) 提案書

平成22年 月 日

提 案 書

那 覇 市 長 様

住 所

商 号

代表者

印

(コンソーシアムの場合は代表企業を記入)

I. 会社概要

1. 設 立	年 月
2. 資本金	
3. 主な株主	
4. 社員数	
5. 業務内容	
6. 沖縄県内の事業拠点	
7. 連絡先(担当者)	Tel Fax 氏名 部署 e-mail
8. コンソーシアム参加 法人(各々押印)	(単独の場合は記入しない)

(様式3-2) 提案書

Ⅱ. 開発・導入する商品の概要

本事業において構築する手法、システム（開発する商品）の概要と特徴を示してください。

(様式3-3) 提案書

Ⅲ. 開発人員体制

本事業に関わる労働者（新規雇用者を含め）の体制、人数、役割を記してください。

(様式3-4) 提案書

IV. 本事業（ふるさと雇用再生事業）に対する考え方について

新規雇用者に対する育成のしかた（OJTのしくみ等）や定着への努力について記載願います。

V. 事業後の継続と波及効果について

事業後、継続させるための方法や市内（県内）に波及させる効果等について述べてください。

(様式 3 - 5) 提案書

VI. 経費概要

事業を展開するにあたり必要な経費の概要を記載してください (年度ごと)。

(例：①人件費 (新規雇用者)、②管理および導入・開発費、③サービス提供費、④役務費、⑤通信・交通費)

VII. 特記事項

その他、アピールすることがあれば自由に記載してください (例：これまでの実績や事例)。

別紙 評価項目

評価項目	評価観点
企画提案する手法等のコンセプト	事業趣旨の理解
	事業目的達成への寄与
	業務要件に対する考え方
	課題・リスクに対する考え方
	事業費の積算根拠の妥当性
企画提案の特徴とその課題	企画提案の特徴、優位性、独創性
	将来性・発展性
	類似業務の実績
	課題対応
業務要件	地域情報の知識
	備品管理
	広報・誘致活動
新規雇用者の育成体制や数的評価の整合性	効果的な研修手法
	地域雇用、地域との協働に対する考え方
	雇用者の継続性
	新規雇用者に係る経費の割合
事業後の継続性と市民への波及効果、事業効果	雇用を含む事業効果
	収益向上案の実現性
	収益活用による事業展開
プレゼンによる評価（意欲と実効性）	事業に対する積極性と実現性
	提案内容の説明方法